

# 全 員 協 議 会

日 時 令和4年1月17日（月） 13時30分～  
場 所 全員協議会室

---

## 1 開議

## 2 行政報告

○亀岡市・京都先端科学大学・亀岡商工会議所の産学公連携事業

「オープンイノベーションセンター・亀岡」の整備・運営について

（商工観光課）

・桂川 孝裕 市長

・京都先端科学大学 学長 前田 正史 様

・亀岡商工会議所 会頭 川勝 啓史 様

○質疑

## 3 その他

## 亀岡市・京都先端科学大学・亀岡商工会議所の産学公連携事業

### 「オープンイノベーションセンター・亀岡」の整備・運営について(案)

#### 1. 目的

京都先端科学大学の亀岡キャンパスを核に、大学の知識、技術や地域の資源を活用して産学公連携事業を推進することにより、次代を担う人材の育成を図るとともに、先端技術による産業イノベーションやバイオ技術による農業の高付加価値化を支援し、地域経済の活性化と日本経済の持続的な発展に貢献することを目的とする。

市として	➡①企業の研究開発や技術革新、新規創業、人材育成等に対する支援 ②ものづくり企業の立地促進 ③IOT 技術・バイオ技術活用による地域農業の高付加価値化…など
大学として	➡①先端大が教育理念として掲げる世界水準の「実戦力」を備えた人材の育成 ②大学の知識や技術シーズを活かした産業・農業のイノベーション創発…など

#### 2. 産学公連携事業

##### 1) 技術相談・指導事業

大学の人材や知識・技術、関係機関とのネットワークを活かし、企業や農業者を対象とする技術相談・起業相談等の窓口(リエゾン)を設置。

##### 2) 人材育成事業

技術者・エンジニア等を対象とした講座・セミナーを開催し、企業等の人材育成・リカレント教育を支援。

例えば、EV 整備講座、ドローン操縦講座、DX 講座、IOT 活用農業講座など。

##### 3) 研究開発支援事業

①企業等の研究開発のための施設・設備の貸出。

例えば、コワーキングスペース、レンタルラボ、屋外実験路、食品開発センター、次世代スマートアグリ研究施設など。

②特定テーマによる大学研究室と企業等による共同研究開発プロジェクトの組成。

例えば、EV実証実験PT、バイオ食農PT、ドローン測量 PT など。

##### 4) 産業技術普及・啓発事業

小・中・高校生や市民を対象に、最先端の産業技術や科学技術に関する講演会やイベントを開催。

##### 5) 企業等支援プラットフォーム事業

先端大を含む大学のほか、関係機関(府中小企業技術センター、京都産業21、KICK、KR P)、金融機関などと連携して企業の研究開発等を支援するプラットフォームを構築。

##### 6) 企業立地促進事業

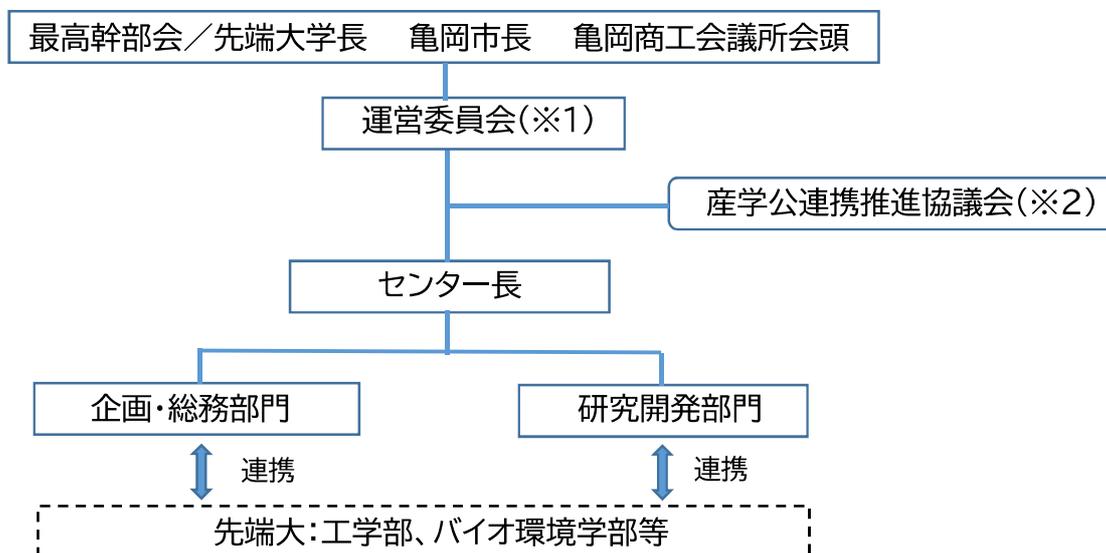
オープンイノベーションセンターによる企業等への支援を梃に、京都府や亀岡市と連携し、亀岡市域への企業誘致活動を推進。

### 3. 施設整備計画の概要

京都先端科学大学亀岡キャンパス内の未利用校舎及び未利用地を活用し次表の施設を整備・活用。

施設	整備内容・目的等	整備年度
①オープンイノベーションセンター (OIC本部)	キャンパス東部の朋文館校舎を改造。 相談室、コワーキングスペース、レンタルラボ、事務室等を整備。	2022年度
②ガレージラボ	朋文館校舎横の未利用地に新設。 EVの分解・組立・整備、パーツ試作をはじめ機械工作実習に用いるガレージラボを整備。	2022年度
③屋外試験路・試験場	キャンパス東部の未利用地に新設。 EV等の実証実験やドローン操縦の実習に用いる屋外試験路・試験場を整備。	2022年度
④次世代スマートアグリ研究施設	キャンパス西部の農地横に新設。 IOTを活用したスマート農業、次世代型栽培技術の導入支援やバイオ技術の共同研究に用いる園芸ハウス棟を整備。	2023年度
⑤食品開発センター	キャンパス内のバイオ環境館横の既設施設。 企業等の加工品試作、高付加価値食品開発、食品材料機能性分析等に活用。	既設の施設

### 4. 組織体制



(※1)運営委員会

先端大、亀岡市、亀岡商工会議所の担当幹部職員で構成するオープンイノベーションセンターの運営組織

(※2)産学公連携推進協議会:

先端大、亀岡市、亀岡商工会議所、地元金融機関、京都府南丹広域振興局、京都産業21などの関係機関のほか有識者等から構成するアドバイザリー・ボード

## 5. 事業形態・事業費・財源等

### 1) 事業形態

- 施設整備については、先端大が事業主体となり、亀岡市から先端大に補助金を交付。
- 運営については、先端大・亀岡市・亀岡商工会議所が共同で組織する運営委員会を中心に府や京都産業21等の協力を得て実施。
- 事務局には、先端大及び亀岡市からそれぞれ職員を配置(亀岡市から1人派遣を予定)。

### 2) 事業費概算(※変更の可能性有)

(単位:千円)

年度	R4	R5	R6	R7
施設整備	200,000	100,000	-	-
運 営	20,000	20,000	30,000	30,000
合計	220,000	120,000	30,000	30,000

※令和8年度以降は自立的運営に移行

### 3) 財源内訳(※変更の可能性有)

(単位:千円)

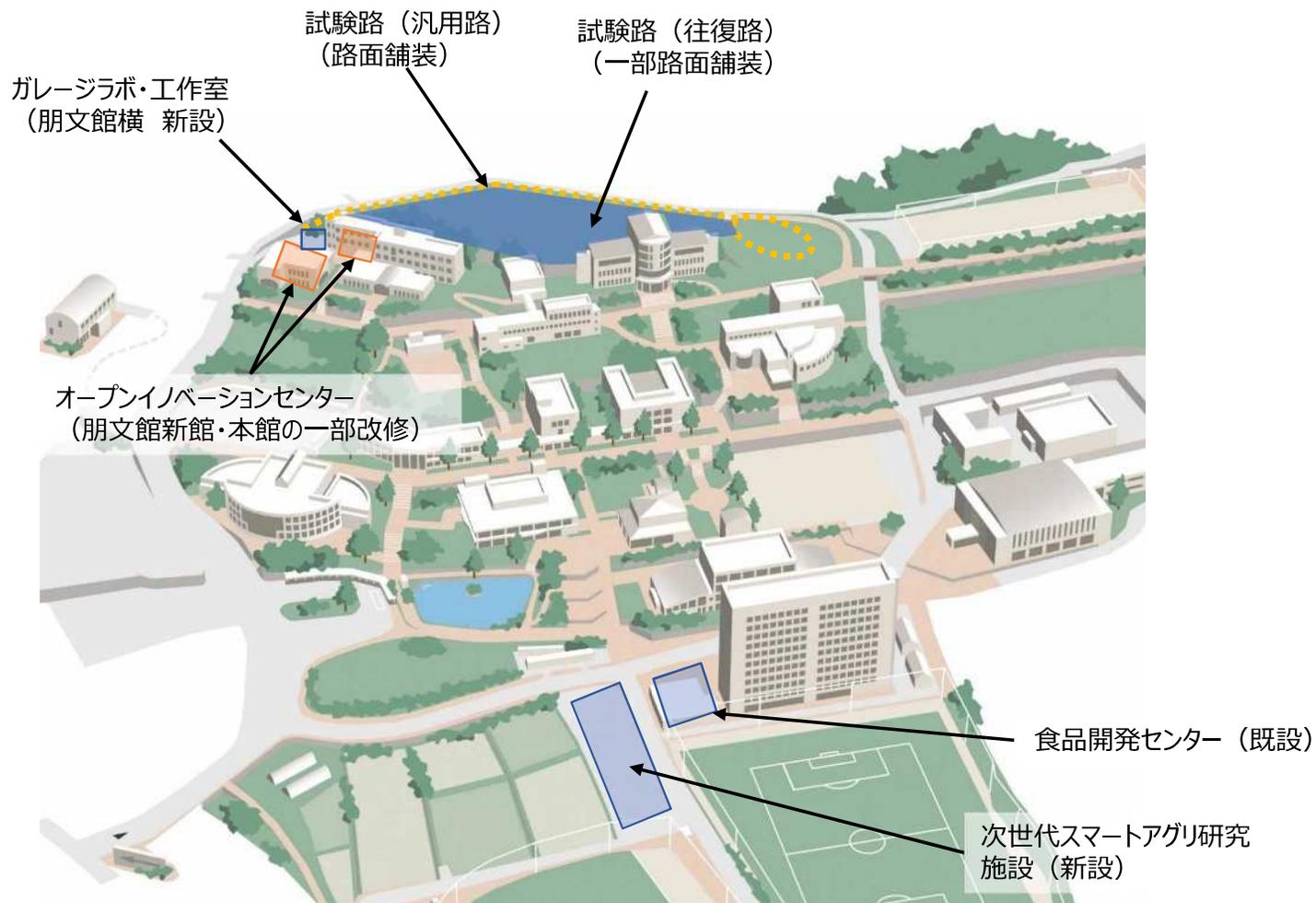
年度	R4	R5	R6	R7	
ふるさと力 向上寄付金	150,000	50,000	-	-	
市	一般財源	60,000	60,000	20,000	20,000
	府補助金	10,000	10,000	10,000	10,000
合計	220,000	120,000	30,000	30,000	

※府補助金については、要望中

## 6. 今後のスケジュール

- 令和4年 1月17日 市議会への説明(全員協議会)  
亀岡市・先端大・亀岡商工会議所の産学公連携協定締結
- 2月 令和4年度当初予算案提案
- 3月 令和4年度当初予算案審議
- 4月以降 事業着手

# OIC亀岡 イメージマップ ※京都先端科学大学亀岡キャンパス



## 京都先端科学大学、亀岡市及び亀岡商工会議所の 産学公連携に関する協定書

学校法人永守学園京都先端科学大学(以下「甲」という。)と亀岡市(以下「乙」という。)及び亀岡商工会議所(以下「丙」という。)は、人材育成、産業支援、農業支援等に関する産学公連携事業を推進するため、以下のとおり協定を締結する。

### (目的)

第1条 甲、乙及び丙の三者は、甲の京都亀岡キャンパスを核に、亀岡市の地域資源を活用して産学公連携の取組を推進することにより、次代を担う人材の育成を図るとともに、先端技術による産業イノベーションやバイオ技術による農業の付加価値化を支援・促進し、地域経済の活性化と日本経済の持続的な発展に貢献することを目的として、本協定を締結する。

### (産学公連携事業)

第2条 甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するため、「オープンイノベーションセンター・亀岡」を整備し、次に掲げる産学公連携事業を実施する。

- (1) 企業等を対象とする技術相談や起業相談事業
- (2) 技術者・エンジニア等を対象とする人材育成・リカレント教育事業
- (3) 企業等の研究開発のための施設や設備の貸出事業
- (4) 産・学・公による共同研究開発プロジェクト事業
- (5) 市民を対象とする産業技術・科学技術の普及啓発事業
- (6) 大学や行政、関係機関による企業等を支援するためのプラットフォーム形成事業
- (7) 亀岡地域等への企業立地促進事業
- (8) その他目的を達成するために必要な事業

### (産学公連携拠点施設)

第3条 「オープンイノベーションセンター・亀岡」は産学公連携の拠点として、甲の京都亀岡キャンパス内に次に掲げる施設等を整備運営する。

- (1) センター施設(相談室、コワーキングスペース、レンタルラボ、事務室等)
- (2) ガレージラボ
- (3) 屋外試験路・試験場
- (4) 次世代スマートアグリ研究施設
- (5) 食品開発センター(既設施設)
- (6) その他目的を達成するために必要な施設

### (推進体制)

第4条 第2条に定める産学公連携事業を円滑に推進するため、甲、乙及び丙の代表者で構成する最高幹部会及び甲、乙及び丙の担当幹部職員で構成する運営委員会並びに事業運営の助言機関として有識者のほか京都府南丹広域振興局、京都産業21、地元金融機関などで構成

する産学公連携推進協議会を設置する。

2 前項に掲げる推進体制の組織及び運営に関する具体的な事項については、甲、乙及び丙が協議のうえ別途定めるものとする。

(役割分担及び経費負担)

第5条 第2条に定める産学公連携事業の推進及び第3条に定める産学公連携拠点施設の整備に当たっての役割分担及び経費の負担は、甲、乙及び丙が協議のうえ別途定めるものとする。

(秘密保持義務)

第6条 甲、乙及び丙は、本協定に基づく取組みにおいて知り得た他者の秘密情報について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に対して開示又は漏洩してはならない。

(知的財産の取扱い)

第7条 本協定に基づく取組みにより生じた知的財産権等に係る取扱いについては、個別の案件ごとに甲、乙及び丙が協議の上、別途契約等で定めるものとする。

(有効期間)

第8条 本協定の有効期間は、協定の締結日から令和8年3月31日までとする。その後は、甲、乙又は丙が期限の6箇月前までに変更の申し出がない限り、単年度毎に自動更新するものとする。

(その他)

第9条 本協定に定めのない事項又は協定の運用に関し疑義が生じた場合若しくは協定内容に変更の必要が生じた場合の取扱いについては、甲、乙及び丙が協議のうえで決定する。

本協定の締結を証するため、本書を3通作成し、署名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年1月17日

甲 京都府京都市右京区山ノ内五反田町18  
学校法人永守学園京都先端科学大学  
学長 前田 正史

乙 京都府亀岡市安町野々神8番地  
亀岡市  
市長 桂川 孝裕

丙 京都府亀岡市余部町宝久保1番地の1  
亀岡商工会議所  
会頭 川勝 啓史